

みずしま協同クリニック分掌業務規程

(目的)

第1条 この規程は、業務執行規則第7条に基づきみずしま協同クリニック（以下「クリニック」という。）の業務分掌を定めることを目的とする。

(業務部門及び組織単位の業務)

第2条 クリニックの業務部門及び組織単位の所管業務の個別分掌は次のとおりとする。

(1) 機関運営業務

① クリニックの管理に関すること。

ア) 運営会議等の資料作成及び運営について必要な調査資料収集に関すること。

イ) 病院管理会議等、機関付議事項の調整実務に関すること。

ウ) 機関会議の議事録作成及び保管に関すること。

② 重要渉外

ア) 管理者としての諸手続に関すること。

イ) 事故及び苦情処理に関すること。

③ 計画及び総括

ア) 事業計画の企画立案に関すること。

イ) 経営統計及び管理全般の企画並びに総括資料作成に関すること。

(2) 診療科

ア) 各科 病院診療科の記載を準用する。

イ) 薬剤係 病院薬剤部門の記載を準用する。

ウ) 放射線係 病院放射線・MR科の記載を準用する。

エ) 臨床検査係 病院臨床検査科の記載を準用する。

オ) 栄養係 病院栄養科の記載を準用する。

(3) 看護科

ア) 各科患者の問診、診察、治療、検査、服薬、注射、処置などの診療補助と看護に関すること。

イ) 各科の救急処置、症状観察、検査予約、指導に関すること。

ウ) 各科職員の教育、指導に関すること。

エ) 診察室、処置室の管理及び薬品、消耗品、医療器械、看護用具の管理、保管に関すること。

オ) 組織活動、健康管理活動への参加と協力に関すること。

(4) 事務課

水島協同病院事務部門の記載を準用する。

(5) 医療福祉相談室

水島協同病院医療福祉相談室の記載を準用する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、水島協同病院管理会議が行う。

附則

(施行期日)

この規程は2025年6月1日から施行する。